

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県熊谷市今井1106番地

氏 名 株式会社小林茂商店

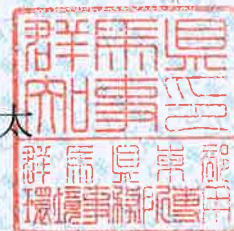
代表取締役 小林弘之

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 2年 5月 7日

許可の有効期限

令和 9年 5月 6日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪金属くず、⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑬鉱さい、⑭がれき類、⑮ばいじん（以上15種類）

※①については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

様式第七号の二（第十条の二関係）

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑭については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑮については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件
なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 3 年 1 月 2 8 日	新規許可
平成 7 年 1 2 月 1 9 日	変更許可
平成 8 年 1 1 月 2 8 日	更新許可
平成 9 年 3 月 2 4 日	変更許可
平成 1 3 年 3 月 2 3 日	変更許可
平成 1 3 年 1 1 月 2 8 日	更新許可
平成 1 7 年 4 月 2 2 日	変更許可
平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日	更新許可
平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日	更新許可
平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日	更新許可
令和 2 年 5 月 7 日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・☒ 無

5 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無